

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

大分国民年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和44年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から40年3月まで
② 昭和44年4月から同年7月まで
③ 昭和48年2月から49年3月まで

私は、20歳になったころ、自宅に来た役場の職員に勧められ国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料は母親が納付してくれていた。

申立期間②については、A市からB区に引越し、区役所で国民年金の住所変更手続きを行い、区役所で国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間③については、離婚手続中で元夫とは別居状態だったので納付していないかも知れないが、離婚後、実家に住んでいた時に、母親が役場に勤めていた知人から、私の未納となっている期間の国民年金保険料を納付するよう強く熱心に勧められていたことを覚えている。母親の几帳面な性格からして断ったはずはなく、すべて払い終わっていると思っていたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、4か月と短期間であり、申立期間②直前の期間は国民年金保険料を納付済みであるほか、申立人に係る戸籍の附票及び申立人が所持する国民年金手帳並びに社会保険庁の特殊台帳の記載事項によると、申立人は昭和44年6月29日にA市からB区に転居し、その際に国民年金の住所変更手続きを行っていることが確認できることから、転居後のB区においても、継続して国民年金保険料を納付する意思を有していたものと考えられ、申立期間②についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、「20 歳になったころ、自宅に来た C 町役場の職員に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料は母親が納付してくれていた。」と主張しているところ、戸籍の附票から申立人は昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで県外に居住していることが確認でき、20 歳到達時（昭和 36 年*月）には、C 町では国民年金に加入することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 11 月 30 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の発行年月日は同年 12 月 6 日と記載されていることから、申立人が国民年金に加入したのは同年 11 月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立期間③については、「離婚途中で元夫とは別居状態だったので納付していないかも知れない。」と主張しているところ、D 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和 48 年 9 月 20 日に申立人の不在確認を行っていることが確認できることから、申立人は D 市で国民年金保険料を納付していないものと考えられる。

また、「離婚後、実家に住んでいた時に、母親が C 町役場に勤めていた知人から、私の未納となっている期間の国民年金保険料を納付するよう強く熱心に勧められたことを覚えている。」と主張しているところ、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、申立期間③の国民年金の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間③の国民年金保険料を特例納付もしくは過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

国民年金の記録を照会したところ、申立期間が未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料は、私の母親が地区の集金を通じて納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が 1 年と比較的短期間である上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②直前の昭和 54 年度分の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 6 月時点で過年度納付されていることが推認できることから、申立期間②に係る国民年金保険料についても過年度納付した可能性は否定できない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 6 月時点では、申立期間①の国民年金保険料は、既に時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、当時の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 360

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和19年4月1日（昭和19年10月1日以前は労働者年金保険）であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から21年5月1日まで

私は、学校を卒業後、すぐにA社に就職したはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年5月1日にA社で被保険者資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人が19年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和21年5月1日に被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は自分より数年前からA社で勤務していたはずである。」と証言しており、申立人が19年4月以降も当該事業所で継続して勤務していたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、資格取得日が昭和19年4月前後の健康保険番号が多数欠落していることが確認できる。

なお、当該名簿は書換え後（表紙に「昭和23年10月」との記載がある上、昭和17年から適用事業所であるところ多数の者の資格取得日欄に「20.11.1」、「21.5.1」と記載されている。）の名簿であると推認されるところ、書換え前の名簿については、社会保険事務所に保管されておらず、確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張する昭和19年4月1日に被保険者

資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月27日から同年4月1日まで

私は、申立期間にB社から、グループ会社のA社に昭和55年3月27日に着任したのに、同年3月分の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の永年勤続表彰状及び雇用保険の加入記録並びに事業主への照会結果から判断すると、申立人は昭和55年3月27日にB社からグループ会社であるA社に異動し、継続して勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付しなかったとしていることから、事業主が昭和55年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和30年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月17日から同年8月20日まで

私は、昭和30年2月にB社に入社し、36年12月まで継続して勤務した。社会保険事務所の記録によると、関連会社であるA社に出向して勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年2月21日にB社に入社し、36年12月30日まで継続して勤務（30年7月17日に同社の関連会社であるA社に出向）したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人がA社に出向し勤務したとする期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の元同僚に照会した結果、「申立人は、申立期間において、B社から継続してA社に勤務していた。」と証言している上、社会保険事務所の記録によれば、昭和28年から32年にかけてB社からA社に出向したほぼすべての者は、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、元社会保険事務担当者は、「中途入社した者は、翌月の給与から間違いなく入社月の保険料を控除していた。」旨の証言をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 30 年 8 月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年3月21日まで
私は、昭和63年4月からA社に正社員のB職として入社し、退社するまでの間、給与額に変化はなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額は11万円と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書及び昭和63年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、12万6,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、現在の会計担当者への照会結果、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている12万6,000円であったと認識している。」と証言しているところ、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の標準報酬月額が12万6,000円と記載され、社会保険事務所の受付印が押印されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する給料支払明細書によると、昭和63年10月1日に定時決定されるべき標準報酬月額は、12万6,000円であることが確認できることから、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を11万円として届出することは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人に係る標準報酬月額を11万円とする合理的な理由は無く、社会保険事務所において事実に関

する処理が行われたものであり、申立期間に係る標準報酬月額は申立人の主張する標準報酬月額であったと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、12万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和22年6月に入社し、24年6月1日に同社B営業所から同社C営業所へ転勤した。

昭和50年5月に退職するまで継続して勤務したので申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年6月から50年5月までA社において勤務し、申立期間当時は、24年6月に同社B営業所から同社C営業所に異動したが、継続して勤務していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は同社B営業所において同年6月30日付けで被保険者資格を喪失し、同社C営業所が新規適用事業所となった同年10月1日付けで被保険者資格を再取得しており、申立期間については厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、元同僚の証言及び申立人が所持する辞令並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「D県におけるA社の統括は同社E営業所であり、給与事務についても当該営業所で行われていた。」「正社員はすべて社会保険に加入していた。」「申立人は正社員であり継続して勤務していた。」とそれぞれ

れ証言しているところ、当該元同僚は申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B営業所の厚生年金保険被保険者名簿の「適用」欄に「告知書送付はE支店へ」と記載されていることが確認できること、及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社C営業所に、当初勤務していた期間における申立人の厚生年金保険の適用は同社B営業所においてなされていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年7月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年2月まで

申立期間は母が私の国民年金の加入手続をし、保険料を地区の納付組織を通じて納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金への加入及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金保険料の納付状況から、平成5年8月1日（厚生年金保険の資格喪失日）を資格取得日として6年7月以降に払い出されたことが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付ができなかったものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A町役場には、申立期間当時の地区ごとの国民年金保険料の収納簿が保管されており、申立期間に申立人の両親の保険料納付は確認できるものの、申立人に係る納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年7月までの期間及び48年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年7月まで
② 昭和48年9月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和47年12月にA村役場で国民年金の加入手続きを行い、妻や母親の国民年金保険料と一緒に地区の区長に納付してきた。妻や母親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民年金の加入手続きを行い、申立人の母親と一緒に地区の納付組織で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の母親の納付記録によると、48年2月から50年3月までの期間を54年2月に追納しており、申立期間当初、申立人の母親は免除期間であったことが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和53年4月以降に払い出されたことが推認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 612 (事案 36 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年9月まで

国民年金保険料の納付記録の訂正は認められないとの連絡をもらったが、新たに資料として、確定申告書の控え(平成13年から18年)を提出する。申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年時点では、申立期間の大部分が既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人に申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年3月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和48年に自宅に来た市役所の職員に、年金に加入するように言われたので、国民年金に加入し、手持ち資金の中から夫婦二人分の国民年金保険料として12万3,000円をさかのぼって納付した。」と主張しているところ、A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和52年11月9日に過年度納付及び現年度一括納付(計30か月分、保険料額夫婦二人分:9万9,600円)していることが確認できることから、申立人が納付時期を錯誤している可能性も否定できない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として新たに確定申告書の控え6通を提出しているが、当該確定申告書はすべて平成になってからのものであり、申立期間の保険料納付を示す関連資料とは成り得ず、その他に委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から54年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が地区の集金で妻の分と併せて納めていたはずである。申立期間に厚生年金保険の期間も含まれているが、妻は厚生年金保険に加入していることを知らずに国民年金保険料を納め続けていたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「妻は私が厚生年金保険に加入していたのを知らずに地区の納付組合で申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、社会保険庁の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和46年6月ごろに厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格喪失処理がなされ、当該処理に伴い、申立期間当初に納付済みとなっていた同年6月及び7月の2か月分の国民年金保険料が還付された記録が確認できる。このことから、社会保険庁及びA市では、申立期間は厚生年金保険加入期間として把握されていたことがうかがわれ、申立人に対する国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿には、i)「S.54.11.1 取得 S.55.8.7届出」と記載されていることから、申立人は、昭和55年8月7日に54年11月1日にさかのぼって国民年金資格を再取得していること、ii) 資格を再取得した55年8月時点で、既に過年度分となっている54年11月から55

年3月までの国民年金保険料を同年8月12日に過年度納付していることがそれぞれ確認でき、申立人の納付方法及び資格得喪に関する主張には不自然な点が見受けられる。

なお、申立期間のうち、昭和47年7月から48年6月までの期間並びに51年8月及び同年9月の国民年金保険料の未納期間は、社会保険庁が平成9年1月9日に申立人に係る基礎年金番号に厚生年金保険期間を統合処理した際に追加処理された国民年金加入期間であり、この時点では当該期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 358

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 19 日まで

私は、申立期間について、A社において臨時職員として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び複数の元同僚等の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の元社会保険事務担当者に照会した結果、同人は「当時、申立人のような4月採用の臨時職員については、勤務時間を調整（短縮）して社会保険適用の対象者とはしていなかったと思われる。また、4月から臨時職員を採用しても、7月の中旬で雇止めとし、9月から再雇用した場合、年度末まで雇用するとともに、社会保険に加入させる取り扱いをしていた記憶がある。」と証言しており、申立人は、申立期間において勤務時間の調整が行われた臨時職員として雇用され、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれるところ、申立人の前任者であったとする元同僚も昭和62年4月から同年8月までの期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間後に2度、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、いずれも9月1日付けで被保険者資格を取得しており、当該被保険者期間は雇用保険の加入記録とほぼ一致していることが確認でき、元社会保険事務担当者の証言ともおおむね一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年6月1日まで

私は、A市内の高校を卒業後、B社に集団就職した。2か月で同社を退職したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元同僚に照会した結果、「A市内の高校を卒業後、申立人を含めた7人がB社と一緒に就職したが、同社には試用期間があり、私も試用期間経過後に厚生年金保険の加入記録がある。」との証言が得られているところ、当該元同僚は、昭和28年8月1日付けでB社における被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、昭和28年4月1日付けで同社の被保険者資格を取得している者は見受けられず、健康保険番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。